

令和6年5月28日

保護者様

玉野市立大崎小学校
校長 溝口 篤

気象警報発令等による臨時休業について

薫風の候、保護者の皆様にはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素より、本校の教育活動に、ご理解とご協力を賜り感謝しております。

さて、令和3年に災害対策基本法等の一部を改正する法律が成立し、気象警報発令等の判断基準や判断時期が、下記のようになりました。

つきましては、警報等の発令や地震発生時における対応の仕方について、各家庭においてご確認とご協力をお願いいたします。

記

【警報等が発令された場合】

- 午前6時の時点で、**暴風警報**、**大雨警報**、**大雪警報**、**特別警報**が岡山地方気象台から玉野市に発令されている場合は、「臨時休業」となります。
- 午前6時以降、児童が登校するまでの間に上記警報が発令されても、または、午前6時以降に警報が解除されても、「臨時休業」となります。
注意：「岡山地域」に発令の場合、**玉野市への発令**を必ずご確認ください。

- 午前6時の時点で、「玉野市」、または「八浜地区」に**警戒レベル3以上（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）**が発令されている場合は、「臨時休業」となります。（令和3年に改正）

【地震発生時の場合（児童が在宅の場合）】

- **震度5弱以上の地震**が、前日午後5時から当日午前6時までに発生した場合（登校中を含む）は、当日は「臨時休業」となります。
 - 児童が登下校中に、震度5弱以上の地震（児童は震度等の把握ができないため、「**大きな地震**」）が発生した場合は、安全な場所に避難し、地震が落ち着いた後に、学校か自宅か近い方に向かうこととします。
- ※ 児童が自宅にいない場合には、学校へお迎えをお願いします。
- ※ 児童に危険が及ぶ恐れがある場合には、上記の基準に満たない場合であっても、「臨時休業」となる場合があります。その場合には、連絡メールでお知らせをする予定です。